

参議院ウェブ：

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/219/meisai/m219074.htm>

第219回国会・質問第74号 参議院議員ラサール石井議員「高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書」（2025年12月16日）

答弁書第74号 ラサール石井君提出「高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問に対する答弁書（2025年12月26日）」

高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書&答弁書

高市早苗内閣総理大臣は2025年11月4日、「外国人との秩序ある共生社会の実現について」という内閣総理大臣指示を出した。同指示では、既存ルールの遵守・各種制度の適正化として、「不法滞在者ゼロプランの強力な推進」、「在留資格の審査の厳正な運用（納税状況等の活用を含む）」と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討、「国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進」、「入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進」、「査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し」等が示されている。

これを受け、政府は、外国人の国民健康保険料（保険税を含む。以下「国保料」という。）の滞納状況を把握して在留資格審査に活用する、在留資格の更新手数料を大幅に引き上げる等の施策を検討していると報道されている。こうした施策が日本で暮らす外国人の生活と人権を脅かすことを深く憂慮し、以下質問する。

- 一 「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）について、出入国在留管理庁は2025年10月10日、同年8月までの実施状況を公表した。9月以降に強制送還された人数について、国籍別の速報値を示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

一について

お尋ねの「9月以降に強制送還された人数」のうち、令和7年9月から同年11月までの間に、入国警備官が送還先まで同行して送還した者の総数は、94人であり、その国籍は、トルコが23人、スリランカが14人、フィリピンが12人、中国が9人、ベトナムが5人、ブラジルが5人、ナイジェリアが4人、タイが3人、バングラデシュが2人、その他の国籍・地域が17人（いずれも速報値）である。その余のお尋ねについては、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

- 二 政府は、ゼロプランの推進に当たり、強制送還する人数について各月の目標を設定

しているか示されたい。

二について

出入国在留管理庁は、お尋ねの「各月の目標を設定してい」ない。

三 ゼロプラン発表以降に強制送還された者のうち、収容中・監理措置中・仮放免であった者の人数を、月別・国籍別に示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

四 ゼロプラン発表以降に強制送還された者のうち、実刑判決を受けた者の人数を、月別・国籍別に示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

三及び四について

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

なお、お尋ねの「ゼロプラン発表以降に強制送還された者のうち」、令和7年6月から同年8月までの間に、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）[第61条の2](#)の9第4項第2号の規定に該当するとして、入国警備官が送還先まで同行して送還した者の数は、3人である。

五 現時点におけるゼロプランの実施状況について、政府の評価を示されたい。また、今後、送還のペースを上げる必要があると認識しているか示されたい。

五について

お尋ねの「ゼロプラン」に係る取組は、令和7年5月に開始したばかりであり、その「実施状況」について、現時点で「政府の評価を示」すことは困難である。

また、「今後、送還のペースを上げる必要があると認識しているか」については、入国警備官は、被退去強制者を速やかに送還する義務を負っているところ、出入国在留管理庁としては、引き続き、退去強制令書が発付された者については速やかに送還することとしている。

六 厚生労働省は、外国人の国保料の納付率が63パーセントであったとの調査結果を公表したと報道されているが、どのような調査を行ったのか示されたい。また、150の市区町村を対象にしたとされているが、その市区町村の名称及び調査対象に選んだ理由を示されたい。

六について

お尋ねの「どのような調査を行ったのか」及び「調査対象に選んだ理由」については、令和7年11月27日に開催された第1回外国人との秩序ある共生社会の実現

のための有識者会議の資料 3「外国人を取り巻く現状等について」において、「外国人の保険料の収納状況について実態把握ができていなかったところ、独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施」して「集計を行った」と示しているとおりであり、また、お尋ねの「市区町村の名称」については、これを公にすることにより、厚生労働省及び当該市区町村の円滑な業務遂行に支障を来すおそれがあることから答弁を差し控えたい。

- 七 国保料を滞納している外国人に関する情報提供を行う取決めを出入国在留管理庁との間で締結した地方公共団体が存在すると承知している。現時点で同取決めを締結した地方公共団体の数を示されたい。また、政府は、地方公共団体に対し、国保料を滞納している外国人に係る情報提供を促す通知を発出したことがあるか示されたい。発出したことがある場合、その内容を示されたい。

七について

お尋ねの「取決めを締結した地方公共団体の数」は、令和 7 年 12 月 16 日時点で 90 である。

また、「通知を発出したことがあるか」については、都道府県に対して、「国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における取組について（周知）」（令和 7 年 8 月 8 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課及び出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課連名事務連絡）を発出し、地方出入国在留管理官署と地方公共団体との間における「国民健康保険料（税）・・・の外国人滞納者に係る取扱い」に係る「協力要請制度」の活用を依頼しているところである。

- 八 国保料の滞納者に係る情報提供を行う法的根拠を示されたい。

八について

お尋ねの「国保料の滞納者に係る情報提供」については、国民健康保険制度の適切な運用を図る観点から、地方公共団体において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 11 等の規定に基づき、地方出入国在留管理官署に対し協力を求めるに当たり、必要な範囲で行っているものと承知している。

- 九 国保料を一定期間滞納した外国人の在留資格の更新を認めない場合、滞納者は不法残留になると考えられる。こうした外国人も強制送還の対象となり得るか、政府の見解を示されたい。

九について

外国人からの在留期間の更新の許可の申請が不許可となった場合は、他の在留資格への変更が許可される等の事情がなければ、当該外国人は、現に有する在留資格の在留期間が経過するまでに本邦から出国する必要があり、当該在留期間を経過し

て、不法残留者となった場合には、退去強制の対象となり、退去強制令書が発付されれば速やかに送還されることとなる。

- 十 在留資格の更新手数料が大幅に引き上げられた場合、更新手数料を負担できないために在留資格を更新できず、不法残留となる外国人が少なからず生じると考える。特に、特定活動のように短期で更新を繰り返さなければならない在留資格者にとっては、負担が過大となる懸念がある。更新手数料の引上げにより、政府が不法滞在者を増やすことになると考える。政府は、更新手数料を負担できない外国人に対する救済策を考えているか示されたい。

十について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、「2026 年度中に主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料及び査証手数料の在り方を見直して引上げを実施することなどにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入環境整備、領事活動・外交実施体制の整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化する。」としているが、これを踏まえた具体的取組の内容については現在検討中であることから、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

- 十一 2023 年の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の改定により、収容に代わる措置として監理措置制度が導入された。同措置は、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進める措置である。一定条件を満たせば、正規の在留資格を有さない外国人が報酬を受ける活動を許可される可能性もある重要な制度である。

2024 年及び 2025 年の監理措置制度の実施状況について、監理措置が決定された人数、そのうち、報酬を受ける活動の許可申請をした人数、許可された人数、報酬を受ける活動を行うに至った人数をそれぞれ示されたい。

十一について

令和 6 年における、入管法第 44 条の 2 第 1 項及び第 6 項並びに第 52 条の 2 第 1 項及び第 5 項に規定する監理措置に付する旨の決定の総数は、1,123 件であり、入管法第 44 条の 5 第 1 項に規定する報酬を受ける活動の許可の申請件数及び許可件数は、それぞれ、6 件及び 2 件である。

令和 7 年におけるこれらの監理措置に付する旨の決定の総数並びに報酬を受ける活動の許可の申請件数及び許可件数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

お尋ねの「報酬を受ける活動を行うに至った人数」が、報酬を受ける活動の許可を受けた後、実際に当該活動を行った者の数を意味するのであれば、お尋ねのよう

な形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

十二 2024 年及び 2025 年に監理措置の申請を行った者について、措置決定の判断結果が出されるまでに要した期間を示されたい。

十三 2024 年及び 2025 年に報酬を受ける活動の申請を行った者について、許可決定の判断結果が出されるまでに要した期間を示されたい。

十二及び十三について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

十四 2024 年及び 2025 年に監理人になった者について、その属性（親族、弁護士、行政書士、元雇用主等）を示されたい。

十四について

入管法第 44 条の 3 第 1 項及び第 52 条の 3 第 1 項に規定する監理人として選定された者の、お尋ねの「属性」については、統計をとっていないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、入管法第 44 条の 2 第 7 項及び第 52 条の 2 第 6 項に規定する被監理者の親族、弁護士、行政書士、被監理者の元雇用主、被監理者の支援者等が選定された例がある。

十五 監理措置対象者が報酬を受ける活動を行う場合、「報酬を受ける活動は、生計の維持に必要な範囲内で許可することができる」、「報酬額の上限は、生活保護における生活扶助及び住宅扶助の水準を参考にしつつ、被監理者や被監理者と生計を一にする者等の資産及び収入、監理人等の第三者による援助の見込み等を考慮して、個別の事案ごとに判断される」とされている。しかし、報酬額の上限については、同じ世帯構成の家族が生活保護を利用した場合に受給できると考えられる額の半額程度に設定された例があると承知している。報酬額の上限が「生計の維持に必要な範囲内」を著しく下回らないよう、適切な上限の設定に向けて実態についての統計を取るべきと考える。政府として統計を取っているか示されたい。統計がない場合、新たに統計を取る考えはあるか示されたい。

十五について

御指摘の「適切な上限の設定に向けて実態についての統計を取る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「報酬を受ける活動」の「許可」をした際に「設定」した「報酬額の上限」額についての「統計を取る」ことを意味するのであれば、当該統計をとっておらず、また、当該統計を新たにとることは、現時点では考えていない。

右質問する。

〔了〕